

## 大泉町女性キャリアアップ奨励金交付事業の実施について

大泉町女性キャリアアップ奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

町内に居住する女性労働者に職業生活に関する機会を提供した町内に事業所を有する事業主に対し、大泉町女性キャリアアップ奨励金（以下「奨励金」といいます。）を交付することにより、女性がその能力と個性を十分に発揮し、職業生活における活躍の推進を目的とします。

### 2 内容

奨励金の対象労働者	<p>次の要件のいずれにも該当する女性労働者（以下「対象労働者」といいます。）とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者。</li><li>2 当該申請の日から1年以内に有期雇用から正規雇用へ雇用形態が変更された者で、変更後6か月以上継続雇用されること。ただし、正規雇用への変更前に6か月以上の有期雇用期間が必要です。</li><li>3 雇用形態の変更に伴い、基本給が5パーセント以上昇給すること。</li><li>4 雇用保険の一般被保険者であること。</li><li>5 勤務地が町内であること。</li></ol>
奨励金の交付対象者	<p>奨励金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業主とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 上記対象労働者を雇用していること。</li><li>2 町内に事業所を有し、かつ、雇用保険法施行規則第141条に定める事業所の設置の届出を公共職業安定所の長に行っていること。</li><li>3 奨励金の交付申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、従業員名簿等）を整備し、及び保管していること。</li><li>4 町税の滞納がないこと。</li><li>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業でないこと。</li></ol>
奨励金の額	<p>奨励金の額は、対象労働者1人につき10万円とし、1事業主当たり年額50万円を上限とします。</p>

### 3 交付手続

雇用計画書の提出	<p>奨励金の交付を受けようとする事業主は、対象労働者を有期雇用から正規雇用に変更しようとする日（以下「変更日」といいます。）の30日前までに大泉町女性キャリアアップ奨励金雇用計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象労働者の住民票の写し又は住民基本台帳閲覧同意書（様式第2号）</li> <li>2 就業規則及び賃金規程の写し</li> </ol>
雇用計画書の承認	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当と認め、雇用計画書の承認の決定をしたときは、当該事業主に大泉町女性キャリアアップ奨励金雇用計画書承認通知書（様式第3号）により通知します。</p>
雇用計画の取下げ	<p>雇用計画書の承認を受けた事業主（以下「承認事業主」といいます。）が、当該承認に係る雇用計画を取り下げようとするときは、大泉町女性キャリアアップ奨励金雇用計画書取下書（様式第4号）を町長に届け出てください。</p>
報告の求め等	<p>承認事業主に対し、必要があると認めるときは、雇用計画の実施に関し必要な報告を求め、及び指導を行います。</p>
奨励金の交付申請	<p>承認事業主は、奨励金の交付を申請しようとするときは、変更日から起算して6か月を経過した日から30日以内に、大泉町女性キャリアアップ奨励金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 有期雇用契約に関する雇用契約内容が分かる書類の写し</li> <li>2 正規雇用契約に関する雇用契約内容が分かる書類の写し</li> <li>3 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し</li> <li>4 町税の閲覧同意書（様式第6号）</li> <li>5 雇用状況実績報告書（様式第7号）</li> <li>6 変更日から起算して6か月前分の賃金台帳の写し</li> <li>7 変更日から起算して6か月分の出勤簿等の写し</li> <li>8 変更日から起算して6か月分の賃金台帳の写し</li> </ol>
奨励金の交付決定	<p>町長は提出された申請書類の審査を行い、その内容が適当と認められ奨励金の交付を決定したときは、当該事業主に大泉町女性キャリアアップ奨励金交付決定通知書（様式第8号）により通知します。</p>

奨励金の請求	<p>1 奨励金の交付決定を受けた事業主は、大泉町女性キャリアアップ奨励金請求書（様式第9号）により奨励金の交付を請求してください。</p> <p>2 上記1の請求書の提出により、奨励金を交付します。</p>
取消し及び返還	<p>奨励金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消します。</p> <p>1 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。</p> <p>2 この要項に規定する奨励金の交付の要件に違反したとき。</p> <p>また、既に奨励金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。</p>
書類の整備等	<p>奨励金の交付決定を受けた事業主は、当該奨励金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、当該奨励金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければなりません。</p>

#### 4 各種様式

申請書等の様式	<p>1 大泉町女性キャリアアップ奨励金雇用計画書（様式第1号）</p> <p>2 住民基本台帳閲覧同意書（様式第2号）</p> <p>3 大泉町女性キャリアアップ奨励金雇用計画書承認通知書（様式第3号）</p> <p>4 大泉町女性キャリアアップ奨励金雇用計画書取下書（様式第4号）</p> <p>5 大泉町女性キャリアアップ奨励金交付申請書（様式第5号）</p> <p>6 町税の閲覧同意書（様式第6号）</p> <p>7 雇用状況実績報告書（様式第7号）</p> <p>8 大泉町女性キャリアアップ奨励金交付決定通知書（様式第8号）</p> <p>9 大泉町女性キャリアアップ奨励金請求書（様式第9号）</p>
---------	--

#### 5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から
-----	------------

#### 6 担当部署

大泉町経済振興課 電話0276（63）3111
-------------------------